

2. 施設を補強したい方

■農業用ハウス強靱化緊急対策事業

補助対象

今後10年以上の利用が見込まれるハウスに対して、台風・大雪等によるハウスへの被害を軽減するための次の内容（1）ハウス本体の補強（筋交い直管、タイバー、斜材、中柱等）（2）防風ネットの設置（3）耐候性を発揮させるための加温装置（4）停電時の生産の維持に必要な非常用電源等（5）被害防止技術講習会の開催

補助率・対象者など

- （1）補助率 1 / 2 以内
- （2）主な要件
対象施設の園芸施設共済または民間の建物共済や損害補償保険等に加入
- （3）対象者
以下のすべてに該当する農業者
○青色申告を行っていること等により、農業経営に係る経理が家計と分離されていること
○農業後継者が確保されている等、事業の継続性が担保されていること